

第4章 ICT活用工事（河川浚渫）

1 ICT活用工事（河川浚渫）

1-1 概要

ICT活用工事（河川浚渫）とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、ICT施工技術を活用する工事をいう。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～2)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

1) 音響測深機器を用いた起工測量

2) レッド測深等従来手法による起工測量（※）

（※）計測点同士を結合し、TINデータの作成ができるように測量データを取得するものとする。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

上記②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元MC技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元MG技術を用いて、浚渫工を実施する。

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理

上記③による工事の出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

1）音響測深機器を用いた出来形管理

なお、以下2）の方法で実施してもICT活用工事とする。

2）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

上記①②④による3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

1 - 2 対象

（1）対象工事

以下工種を含む「土木工事」

- ・しゅんせつ工（バックホウ浚渫船）

（2）適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事

2 ICT活用工事（河川浚渫）の実施方法

2 - 1 発注方式

次の（1）に示す浚渫数量より「受注者希望型」を選択して工事を発注する。

（1）受注者希望型

浚渫数量に依らず「受注者希望型」を選択して工事を発注する。

受注者より希望があり、発注者との協議が整った場合には、ICT施工技術を活用できる。なお、ICTの活用にかかる費用は設計変更の対象とする。

2 - 2 実施方法

(1) 受注者希望型

発注者は、下記に従い、起工書、案件公表時、特記仕様書に当該工事が I C T 活用工事（河川浚渫）である旨を記載する。

① 起工書への記載

起工書の「その他」欄等に以下のように記載する。

本工事は、I C T 活用工事（河川浚渫）（受注者希望型）である。

② 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

本工事は、I C T 活用工事（河川浚渫）（受注者希望型）である。

③ 特記仕様書への記載

建設局特記仕様書作成要領の記載例による。

3 積算

I C T 活用工事（河川浚渫）の積算に当たっては、積算基準に基づき積算するものとする。

3 - 1 各段階における積算

(1) 3 次元起工測量、3 次元設計データ作成

発注者は、3 次元起工測量経費及び 3 次元設計データ作成経費に関する見積りの提出を受注者に求め、受発注者間で協議のうえ、設計変更すること。なお、受注者から見積もりの提出がない場合は、3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用は計上しないものとする。費用については、共通仮設費の技術管理費として計上する。

(2) I C T 建設機械による施工

具体的な工事内容及び対象範囲を受発注者間で協議のうえ、設計変更の対象とし、必要な経費を計上する。なお、各経費（システム初期費）については、共通仮設費の技術管理費として計上すること。

(3) 3 次元出来形管理等の施工管理、3 次元データの納品、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点／m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントの離れを算出し、出

来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合、経費を計上する。経費の計上方法については設計変更で行うこととし、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じた官積算と、受注者から提出された見積もりで妥当性を確認し適切に計上する。詳細については、積算基準を参照すること。受注者から見積もりの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

なお、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）とし、ICT活用工事（河川浚渫）実施要領に示されたICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

1）音響測深機器を用いた出来形管理

4 監督・施工管理・検査

ICT活用工事（河川浚渫）を実施するにあたっては、国土交通省から公表されている施工管理要領、監督検査要領に則り、監督・施工管理・検査を実施するものとする。

なお、従来手法により、監督・施工管理・検査をする場合は、事前に監督員と協議すること。